

# 16. 国連安保理決議

## 国際連合安全保障理事会決議第 1540 号 訳文（外務省告示平成 16 年第 239 号）

安全保障理事会は、

核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散が国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを確認し、

この関連で、すべての加盟国が軍備管理及び軍縮に関する義務を履行すること、また、すべての大量破壊兵器のあらゆる側面における拡散を防止することの必要性を含む 1992 年 1 月 31 日の国家及び政府の首脳レベルの安全保障理事会会合において採択された議長声明（S/23500）を再確認し、

さらに、その声明が、すべての加盟国がその関連で地域的及び世界的な安定の維持を脅かし又は混乱させるいかなる問題をも、憲章に従い平和的に解決する必要性を強調していることを想起し、

核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散によって生ずる国際の平和及び安全に対するいかなる脅威に対しても、国連憲章に規定されているその主要な責任に従って、適切かつ有効な行動をとる決意を確認し、

核兵器、化学兵器又は生物兵器の拡散の除去又は防止を目的とする多数国間条約への支持及び国際的な安定を促進するためにこれらの条約のすべての締約国が当該条約を完全に実施することの重要性を確認し、

不拡散に貢献する多数国間取決めによるこの関連での努力を歓迎し、

平和的利用の目標は拡散の隠蔽に用いられるべきではないが、核兵器、化学兵器及び生物兵器の拡散の防止が平和的目的ための物資、設備及び技術に関する国際協力を妨げるべきではないことを確認し、

テロリズムの脅威、並びに、安全保障理事会決議第 1267 号に基づいて設立された委員会により定められ保全されている国連の一覧表において明らかにされている者及び決議第 1373 号が適用される者といった非国家主体が、核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段を取得、開発、取引又は使用することの危険性を重大に懸念し、

核兵器、化学兵器及び生物兵器の拡散の問題に新たな広がりを付加し、国際の平和及び安全に対して脅威を与えるそのような兵器及びそれらの運搬手段並びに関連物質の不正取引の脅威を重大に懸念し、

国際の安全に対するこの深刻な課題及び脅威への世界的な対応を強化するために、国、小地域の、地域の及び国際的な段階における努力の調整を強化する必要性を認識し、

大部分の国が、自らが締約国となっている条約の下で拘束力のある法的義務を果たし、又は核兵器、化学兵器若しくは生物兵器の拡散の防止を目的としたその他の約束を行うとともに、核物質防護条約により必要とされ、放射性源の安全及び防護に関する国際原子力機関（IAEA）行動規範により勧告されているような機微な物質の使途を明らかにし、安全を確保し及び防護するための効果的な措置をとっていることを認識し、

さらに、すべての国が、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する追加的な効果的措置をとることが緊急に必要であることを認識し、

すべての加盟国が、自らが締約国となっている軍縮に関する条約及び合意を完全に実施することを奨励し、

国連憲章に従い、あらゆる手段を尽くしてテロリストの行為によって生ずる国際の平和及び安全に対する脅威に対処する必要性を再確認し、

今後、不拡散の分野における世界的な脅威に対する効果的な対応を促進することを決意し、

国連憲章第 7 章の下で行動して、

1. すべての国は、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も提供することを差し控えることを決定する。

2. また、すべての国は、自らの国内手続に従って、いかなる非国家主体も、特にテロリストの目的のために、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の製造、取得、所持、開発、輸送、移転又は使用並びにこれらの活動に従事することを企てること、共犯としてこれらの活動に参加すること、これらの活動を援助又はこれらの活動に資金を供することを禁ずる適切で効果的な法律を探査し執行することを決定する。

3. また、すべての国は、関連物質に対する適切な管理を確立することを含め、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段

の拡散を防止する国内管理を確立するための効果的な措置を採用し実施することを決定し、この目的のため、すべての国が、以下を行うことを決定する。

- (a) 生産、使用、貯蔵又は輸送において、そのような品目の使途を明らかにし、安全を確保するための適切かつ効果的な措置を策定し維持すること。
- (b) 適切で効果的な防護措置を策定し維持すること。
- (c) 自らの国内法的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、必要なときは国際的な協力を通ずることを含め、そのような品目の不正取引及び不正仲介を探知し、抑止し、防止し及び対処するための適切で効果的な国境管理及び法執行の努力を策定し維持すること。
- (d) 輸出、通過、積換及び再輸出を管理する適切な法令、資金供与及び拡散に貢献する輸送といったそのような輸出及び積換に関する資金及び役務の提供に対する管理並びに最終需要者管理の確立を含め、そのような品目に対する適切で効果的な国内的輸出及び積換管理を確立し、発展させ、再検討し及び維持すること。また、そのような輸出管理に関する法令の違反に対する適切な刑事上又は民事上の罰則を確立し及び執行すること。

4 安全保障理事会の仮手続規則 28 に従って、2 年を超えない期間の間、すべての同理事会理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、この委員会が、適当な場合には他の専門的意見も求めつつ、この決議の実施状況について、安全保障理事会の検討のために同理事会に対して報告することを決定するとともに、この目的のため、国に対し、この決議の採択から 6 か月以内に、この決議の実施のためにとった又はとろうとする措置に関する最初の報告を委員会に提出するよう要請する。

5 この決議に規定するいかなる義務も、核兵器不拡散条約（NPT）、化学兵器禁止条約（CWC）及び生物兵器禁止条約（BWC）の締結国の権利及び義務と抵触する若しくはこれらを変更するものとして解してはならず、又は、国際原子力機関（IAEA）若しくは化学兵器禁止機関（OPCW）の責任を変更するものとして解してはならないことを決定する。

6 この決議を実施するにあたり、効果的な国内管理表が有用であることを認識し、すべての加盟国に対して、必要なときは、そのような表をできる限り早い機会に策定することを追求するよう要請する。

7 一部の国はこの決議の規定をその領域内において実施するにあたり支援を必要とすることを認識し、国に対し、可能なときは、個々の要請に応じて、上記の規定を履行するための法令上の基盤、実施の経験または資源を欠く国に対して適当な援助を提供するよう招請する。

8 すべての国に対して以下を要請する。

- (a) 核兵器、化学兵器又は生物兵器の拡散を防止することを目的とし、自らが締約国となっている多数国間条約の普遍的な採択、完全な実施及び必要な場合には強化を促進すること。
- (b) 不拡散に関する主要な多数国間条約の下での約束の遵守を確保するための国内法令を採択していない場合には、これを行うこと。
- (c) 不拡散の分野における共通の目的を追求し達成するため及び平和的目的のための国際協力を促進するための重要な手段として、特に国際原子力機関（IAEA）、化学兵器禁止機関（OPCW）及び生物兵器禁止条約（BWC）の枠内において、多国間の協力への約束を新たにし、これを満たすこと。
- (d) そのような法律の下での義務について産業界や公衆に通報し、これらとともに作業する適当な方法を策定すること。

9 すべての国に対し、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散による脅威に対応するよう不拡散に関する対話及び協力を促進するよう要請する。

10 さらに、その脅威に対処するため、すべての国に対し、自らの国内法的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、核兵器、化学兵器又は生物兵器、それらの運搬手段及び関連物資の不正取引を防止するための協力行動をとるよう要請する。

11 この決議の実施を緊密に監視し、適当な段階で、この目的のために必要とされる更なる決定を行う意図を表明する。

12 この問題に引き続き関与することを決定する。

\*この決議のみを目的とする定義

運搬手段：核兵器、化学兵器又は生物兵器を運搬する能力を有するミサイル、ロケット及びその他の無人システムであって、そのような使用のために特別に設計されたもの。

非国家主体：この決議が対象とする活動を行うにあたり、いかなる国の法律に基づく権限の下でも行動していない個人又は団体。

関連物資：核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の設計、開発、生産又は使用のために用いることができる物資、設備及び技術であって、関係する多国間条約及び取決めの対象となっているもの又は国内管理表に含まれているもの。

## 国際連合安全保障理事会決議第1695号 訳文（外務省告示平成18年第489号）

安全保障理事会は、

1993年5月11日の決議第825号（1993年）及び2004年4月28日の決議第1540号（2004年）を再確認し、

朝鮮半島及び北東アジア地域全体の平和及び安定を維持することの重要性に留意し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

北朝鮮の弾道ミサイルの発射について、このような装置が、核、化学及び生物兵器の弾頭の運搬手段として使用される可能性にかんがみ、重大な懸念を表明し、

北朝鮮が、ミサイル発射のモラトリアムを維持するという誓約に違反したことについて、深刻な懸念を表明し、

北朝鮮が、適切な事前通報を行わなかったことによって民間航空及び海運に危険を生じさせたことについて、更なる懸念を表明し、

北朝鮮が、近い将来に弾道ミサイルを更に発射する可能性を示唆していることについて、重大な懸念を表明し、

このような事態を平和的かつ外交的に解決することへの要望を更に表明し、理事国及びその他の加盟国による対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にするための努力を歓迎し、

北朝鮮が、1998年8月31日に、地域の諸国に対する事前通報を行わずにミサイルによって推進される物体を発射し、当該物体が日本付近の海域に落下したことを想起し、

北朝鮮による核兵器の不拡散に関する条約（以下「条約」という。）からの脱退に関する発表並びに条約及び国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の保障措置に係る義務にもかかわらず、核兵器を追求することを表明したことを遺憾とし、

中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって2005年9月19日に採択された共同声明を実施することの重要性を強調し、

前記の発射は、特に北朝鮮が核兵器の開発を行っている旨宣言したことにもかんがみ、地域内外の平和、安定及び安全を危うくすることを確認し、

国際の平和及び安全の維持のための特別な責任の下に行動して、

- 1 北朝鮮が、2006年7月5日（現地時間）に弾道ミサイルを複数回発射したことを非難する
- 2 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを要求する。
- 3 すべての加盟国に対し、自国の国内法上の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、監視を行い、ミサイル並びにミサイルに関連する品目、資材、物品及び技術が北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器（以下「WMD」という。）計画に対して移転されることを防止するよう要求する。
- 4 すべての加盟国に対し、自国の国内法上の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、監視を行い、北朝鮮からのミサイル又はミサイルに関連する品目、資材、物品及び技術の調達並びに北朝鮮のミサイル又はWMD計画に関連する資金の移転を防止するよう要求する。
- 5 特に北朝鮮に対し、自制を示し緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控えること並びに、政治的及び外交的努力を通じ、不拡散上の懸念に係る決議に基づく取組みを継続していくことの必要性を強調する。
- 6 北朝鮮に対し、直ちに無条件で六者会合に復帰すること、2005年9月19日の共同声明の迅速な実施に向けて作業すること、特にすべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを強く要請する。
- 7 六者会合を支持し、その早期の再開を要請し、すべての参加者に、平和的な方法による朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するため、2005年9月19日の共同声明の完全な実施について努力を強化するよう要請する。
- 8 この問題に引き続き関与することを決定する。

## 国際連合安全保障理事会決議第 1718 号 訳文（外務省告示平成 18 年第 598 号）

安全保障理事会は、

決議第 825 号（1993 年）、決議第 1540 号（2004 年）及び特に決議第 1695 号を含むこれまでの関連する決議並びに 2006 年 10 月 6 日の議長声明（S/PRST/2006/41）を想起し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

2006 年 10 月 9 日に核兵器の実験を実施したとの北朝鮮による発表、このような実験による核兵器の不拡散に関する条約及び核兵器の不拡散に関する世界的な制度を強化するための国際的な努力に対する挑戦、並びに、このような実験が地域内外の平和及び安定にもたらす危険に対し、最も重大な懸念を表明し、

核兵器の不拡散に関する国際的な制度は維持されなければならないとの強固な確信を表明するとともに、北朝鮮は核兵器の不拡散に関する条約に従い核兵器国としての地位を有することはできないことを想起し、

北朝鮮による核兵器の不拡散に関する条約からの脱退に関する発表及び核兵器の追求を遺憾とし、

北朝鮮が無条件で六者会合に復帰することを拒否してきたことを更に遺憾とし、

中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明を支持し、

北朝鮮が、国際社会が有するその他の安全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを強調し、

北朝鮮が発表した実験が地域内外の緊張を増大させていることに深刻な懸念を表明するとともに、それゆえに、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が存在することを認定し、

国際連合憲章第 7 章の下で行動し、同憲章第 41 条に基づく措置をとって、

- 1 北朝鮮が、関連する決議（特に決議第 1695 号（2006 年））、及び、このような実験は国際社会の普遍的な非難を招くものであり國際の平和及び安全に対する明白な脅威となるものである旨述べた 2006 年 10 月 6 日の議長声明（S/PRST/2006/41）を甚だしく無視して、2006 年 10 月 9 日に発表した核実験を非難する。
- 2 北朝鮮に対し、いかなる核実験又は弾道ミサイルの発射もこれ以上実施しないことを要求する。
- 3 北朝鮮に対し、核兵器の不拡散に関する条約からの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。
- 4 北朝鮮に対し、核兵器の不拡散に関する条約及び国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の保障措置に復帰することを更に要求するとともに、核兵器の不拡散に関する条約のすべての締約国が自国の同条約上の義務を引き続き遵守することが必要であることを強調する。
- 5 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを決定する。
- 6 北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄すること、核兵器の不拡散に関する条約の下で締約国に課される義務及び IAEA 保障措置協定（IAEA INFOIR/403）に定める条件に厳格に従って行動すること、並びに、これらの要求に加え、透明性についての措置（IAEA が要求し、かつ、必要と認める個人、書類、設備及び施設へのアクセスを含む。）を IAEA に提供することを決定する。
- 7 また、北朝鮮が、その他の既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄することを決定する。
- 8 次のとおり決定する。

(a) すべての加盟国は、北朝鮮に対する自国の領域を通ずる又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による次のもの（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の直接又は間接の供給、販売又は移転を防止する。

(i) 国際連合軍備登録制度上定義されたあらゆる戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル若しくはミサイル・システム、若しくは、予備部品を含む関連物資、又は、安全保障理事会若しくは下記 12 の規定により設置される委員会（以下「委員会」という。）により定められる品目

(ii) 文書 S/2006/814 及び S/2006/815 の表に定められるすべての品目、資材、機材、物品及び技術（文書 S/2006/816/ の

表も考慮して、本件決議の採択から 14 日以内に、委員会が規定を修正し又は完成させない場合に限る。)、並びに、安全保障理事会又は委員会により指定される、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画に資するその他の品目、資材、機材、物品及び技術

(iii) 奢侈品

- (b) 北朝鮮は、上記 (a) (i) 及び (a) (ii) の規定の対象となっているすべての品目の輸出を停止し、また、すべての加盟国は、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮からのそのような品目（北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁止する。
- (c) すべての加盟国は、上記 (a) (i) 及び (a) (ii) の規定にある品目の提供、製造、維持又は使用に関する技術訓練、助言、サービス又は援助の、北朝鮮に対する自国民による若しくは自国の領域からの又は北朝鮮からのその国民による若しくはその領域からの、あらゆる移転を防止する。
- (d) すべての加盟国は、それぞれの法的手続に従い、この決議の採択の日に又はその後いつでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源であって、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与し又は支援を提供している（その他の不正な手段を通じたものも含む。）として委員会若しくは安全保障理事会により指定される者又は団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体により直接的又は間接的に所有され又は管理されるものを直ちに凍結し、また、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内にいる者若しくは団体により、そのような者又は団体の利益のために利用可能となることのないよう確保する。
- (e) すべての加盟国は、委員会又は安全保障理事会により、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連及びその他の大量破壊兵器関連の計画に係る北朝鮮の政策に責任を有している（北朝鮮の政策を支持し又は促進することを通じたものを含む。）として指定される者及びその家族の構成員が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとる。ただし、この規定のいかなるものも、ある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものではない。
- (f) すべての加盟国は、この規定の要求の遵守を確保し、これにより、核、化学又は生物兵器、その運搬手段及び関連する物資の不正な取引を阻止するため、必要に応じ、自国の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、協力行動（北朝鮮への又は北朝鮮からの貨物の検査によるものを含む。）をとることが要請される。

9 上記 8 (d) の規定は、関係国により次のとおり決定された金融その他の資産又は資源には適用しないことを決定する。

- (a) 食糧、賃料又は抵当、医薬品及び医療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの又は法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービス料のためのみに充てられる支払いであると決定されたものであって、関係国より委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産及び経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから 5 作業日以内に否定的な決定を行わない場合
- (b) 臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合
- (c) 司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであって、その担保又は判決がこの決議の日よりも前に記録され、上記 8 (d) に規定する者若しくは安全保障理事会又は委員会により指定される個人又は団体の利益のためではなく、かつ、関係国により委員会に対し通知された場合

10 委員会が、人道上の必要性（宗教上の義務を含む。）を理由として、そのような往来が正当化されることを個別の案件に応じて決定する場合、又は、委員会が、免除がこの決議の目的に資すると結論する場合は、上記 8 (e) の規定により課される措置は適用しないことを決定する。

11 すべての加盟国に対し、この決議の採択から 30 日以内に、上記 8 の規定を効果的に実施するために実施した措置につき、安全保障

障理事会に報告するよう要請する。

- 12 安全保障理事会の仮手続規則の規則 28 に従って、同理事会のすべての理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、次の任務を遂行することを決定する。
  - (a) すべての国（特に上記 8 (a) に規定される品目、資材、機材、物品及び技術を生産し又は保有する国）に対し、この決議の 8 により課された措置を効果的に実施するためにとった行動に関する情報及び委員会がこの関連で有用と考える更なる情報を求めること。
  - (b) この決議の 8 により課される措置に関して申し立てられた違反に関する情報について検討し、適切な行動をとること。
  - (c) 上記 9 及び 10 に定める免除の要請を受けた場合に検討し決定すること。
  - (d) 上記 8 (a) (i) 及び 8 (a) (ii) の目的のために特定される追加の品目、資材、機材、物品及び技術について決定すること。
  - (e) 上記 8 (d) 及び 8 (e) により課される措置の対象となる追加の個人及び団体を指定すること。
  - (f) この決議により課される措置の実施を促進するため必要とされる指針を定めること。
  - (g) 安全保障理事会に対し、委員会の作業について、特に上記 8 の規定により課される措置の効果を強化する方法に係る評価及び報告とともに、少なくとも 90 日ごとに報告すること。
- 13 朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するため、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明を迅速に実施するために、外交努力を強化し、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控え、かつ、6 者会合の早期の再開を促進するというすべての関係国による努力を歓迎し、更に奨励する。
- 14 北朝鮮に対し、直ちに無条件で六者会合に復帰すること、また、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明の迅速な実施に向けて作業することを要請する。
- 15 北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮によるこの決議の規定の遵守の状況にかんがみ、上記 8 に規定する措置の妥当性について、その時点における必要に応じ、検討（これらの措置の強化、調整、停止又は解除についての検討を含む。）を行う用意があることを確認する。
- 16 追加の措置が必要な場合には、更なる決定が必要とされることを強調する。
- 17 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

## 国際連合安全保障理事会決議第 1737 号 訳文（外務省告示平成 19 年第 47 号）

安全保障理事会は、

2006 年 3 月 29 日の議長声明 (S/PRST/2006/15) 及び 2006 年 7 月 31 日の決議第 1696 号 (2006 年) を想起し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安全保障理事会の約束を再確認するとともに、この条約の第 1 条及び第 2 条に従って、平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

国際原子力機関（以下「IAEA」という。）理事会の決議 GOV/2006/14 を含め、IAEA 事務局長により安全保障理事会に報告された、イランの核計画に関する数多くの IAEA 事務局長報告及び IAEA 理事会決議に対する深刻な懸念を改めて表明し、

2006 年 2 月 27 日の IAEA 事務局長報告 (GOV/2006/15) が、核の軍事的側面を有し得る問題を含む、イランの核計画に関する数多くの未解決の問題及び懸念を列挙していること、並びに、イランにおいて未申告の核物質又は核活動は存在しないと IAEA が結論することができないことに対する深刻な懸念を改めて表明し、

イランの核計画のすべての側面について解明するための 3 年以上にわたる IAEA による努力の後も、情報の欠如が引き続き懸念されていること、並びに、IAEA がイランにおいて未申告の核物質及び核活動が存在しないことについての確証を提供するための努力において進展を得ることができないことを含む、2006 年 4 月 28 日の IAEA 事務局長報告 (GOV/2006/27) 及びその所見に対する深刻な懸念を改めて表明し、

2006 年 6 月 8 日 (GOV/2006/38)、2006 年 8 月 31 日 (GOV/2006/53) 及び 2006 年 11 月 14 日 (GOV/2006/64) の IAEA 事務局長報告により確認されたとおり、イランが決議第 1696 号 (2006 年) に定めるすべての濃縮関連活動及び再処理活動の完全かつ持続的な停止を確立しておらず、追加議定書の下での IAEA との協力も再開しておらず、また、IAEA 理事会により要求されているその他の措置もとつておらず、安全保障理事会決議第 1696 号 (2006 年) に定める信頼醸成のために不可欠な規定を履行していないことに深刻な懸念をもって留意するとともに、イランがこれらの措置をとることを拒否していることを遺憾とし、

交渉によりイランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する解決を見出すための政治的及び外交的な努力の重要性を強調し、そのような解決が他の地域における核不拡散に資することに留意し、また、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連合上級代表の支援を得て、交渉による解決を追求することを引き続き約束していることを歓迎し、

安全保障理事会がこの決議の目的が達成されたと認めるまでの間、決議第 1696 号 (2006 年) 及び IAEA の要求事項をイランが遵守するよう説得し、また、イランの核計画及びミサイル計画に資する機微に係る技術の開発を制限するために、適切な措置をとることにより安全保障理事会の決定を実施することを決意し、

イランの核計画により、また、この文脈で、イランが引き続き IAEA 理事会の要求事項を満たしていないこと及び安全保障理事会決議第 1696 号 (2006 年) の規定を遵守していないことによりもたらされる拡散の危険性を懸念するとともに、国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の下の安全保障理事会の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で行動して、

1 イランは、同国の核計画が専ら平和的目的であることについての信頼を醸成し及び未解決の問題を解決するために不可欠なものとして、同理事会決議 GOV/2006/14 において IAEA 理事会により要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないことを確認する。

2 この文脈において、イランが更なる遅滞なく以下の拡散上機微な核活動を停止することを決定する。

(a) 研究及び開発を含む、すべての濃縮関連活動及び再処理活動。その停止は IAEA により検証される。

(b) 研究用重水減速炉の建設を含む、すべての重水関連計画に関する作業。その停止は IAEA により検証される。

3 すべての加盟国が、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、イランの濃縮関連活動、再処理活動若しくは重水関連活動に又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る次のすべての品目、資材、機材、物品及び技術（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の、イランに対する又は同国内での使用若しくは同国の利益のための直接的に又は間接的に行われる供給、販売又は移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。

(a) 文書 S/2006/814 の中の INFCIRC/254/Rev. 8/Part1 の B. 2、B. 3、B. 4、B. 5、B. 6 及び B. 7 に定めるもの

(b) 文書 S/2006/814 の中の INF CIRC/254/Rev. 8/Part1 の A. 1 及び B. 1 に定めるもの。ただし、次のものの供給、販売又は移転を除く。

(i) B. 1 に掲げる機材であって、軽水炉のためのもの

(ii) A. 1. 2 に掲げる低濃縮ウランであって、軽水炉用の核燃料要素の一部となっているもの

(c) 文書 S/2006/815 に定めるもの。ただし、同文書第 2 分類 19. A. 3 に掲げる品目の供給、販売又は移転を除く。

(d) 濃縮関連活動、再処理活動若しくは重水関連活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得るものであって、安全保障理事会又は下記 18 により設立される委員会（以下「委員会」という。）が必要に応じて認めるあらゆる追加的な品目、資材、機材、物品及び技術

4 すべての加盟国が、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による次のすべての品目、資材、機材、物品及び技術（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の、イランに対する又は同国内での使用若しくは同国の利益のための直接的に又は間接的に行われる供給、販売又は移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。

(a) 文書 S/2006/814 の INF CIRC/254/Rev. 7/Part2 に定めるものであって、濃縮関連活動、再処理活動又は重水関連活動に寄与するであろうと加盟国が認めるもの

(b) 文書 S/2006/814 又は S/2006/815 に記載されていないあらゆるその他の品目であって、濃縮関連活動若しくは再処理活動若しくは重水関連活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与するであろうと加盟国が認める品目

(c) IAEA が懸念を表明し又は未解決であると確認したその他の問題に関連する活動の追求に寄与するであろうと加盟国が認めるあらゆる更なる品目

5 加盟国は、文書 S/2006/814 及び S/2006/815 に掲げる品目、資材、機材、物品及び技術であって、上記 3 (b)、(c) 又は 4 (a) の規定によりイランに対する輸出が禁止されていないすべてのものの供給、販売若しくは移転について、次のことを確保することを決定する。

(a) 文書 S/2006/814 及び S/2006/985 に定めるガイドラインの要求が適切に満たされていること。

(b) 加盟国が、供給されたあらゆる品目の最終用途及び最終使用地を検証する権利を取得し、かつ、それを効果的に行使する立場にあること。

(c) 加盟国が、その供給、販売又は移転から 10 日以内に委員会に対して通知すること。

(d) 加盟国が、文書 S/2006/814 に含まれる品目、資材、機材、物品及び技術の場合には、IAEA に対しても、その供給、販売又は移転から 10 日以内に通知すること。

6 すべての加盟国が、上記 3 及び 4 に定める禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の供給、販売、移転、製造若しくは使用に関連する、あらゆる技術援助若しくは訓練、資金援助、投資、仲介又はその他のサービスのイランに対する提供、及び、金融資産又は金融サービスの移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。

7 イランが、文書 S/2006/814 及び S/2006/815 のあらゆる品目を輸出しないこと、並びに、すべての加盟国が、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用によるイランからのそのような品目（イランの領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁止することを決定する。

8 イランが 2 で定める停止を検証し、かつ、IAEA の報告において確認されたすべての未解決の問題を解決できるようにするため、IAEA が要請するようなアクセス及び協力を提供することを決定するとともに、イランに対し、追加議定書を速やかに批准することを要請する。

9 上記 3、4 及び 6 により課される措置は、委員会がそのような品目若しくは援助の供給、販売、移転又は提供が、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に資するイランの技術の発展に明らかに寄与しないものであることを事前にかつ個別の案件に応じて認める場合（そのような品目又は援助が食糧、農業、医療又はその他の人道的目的のものである場合を含む。）には、適用されないことを決定する。ただし、次の二の条件を満たす場合に限る。

- (a) そのような品目又は援助の引渡しの契約が、最終使用者に関する適切な保証を含んでいること。
- (b) イランがそのような品目を拡散上機微な核活動において又は核兵器運搬システムの開発のために使用しないことを約束していること。
- 10 すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムに関与し、直接提携し又は支援を提供している個人の、自国の領域への入国又は領域の通過に関して、監視することを要請する。また、この関連で、すべての加盟国が、この決議の附属書（以下「附属書」という。）において指定される者及びイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し又は支援を提供している（上記 3 及び 4 により及びそれらの規定の措置の下で定められ禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の調達への関与を通じたものを含む。）として、安全保障理事会又は委員会により追加的に指定される者の自国の領域への入国又は領域の通過を委員会に通知することを決定する。ただし、そのような渡航が上記 3 (b) (i) 及び (ii) にいう品目に直接関連する活動のためのものである場合を除く。
- 11 上記 10 のいかなる規定も加盟国に対し自国民の自国の領域への入国を拒否することを要求するものではないこと、また、すべての加盟国は上記 10 の規定の履行において人道上の配慮及びこの決議の目的に合致する必要性（IAEA 憲章第 15 条に係る場合を含む。）を考慮に入れることを強調する。
- 12 すべての加盟国は、この決議の採択の日に又はその後いつでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源であって、附属書において指定される者若しくは団体、並びに、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し若しくは支援を提供しているとして安全保障理事会若しくは委員会により指定される追加の者若しくは団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体により、又は、それらにより所有され若しくは管理される団体により、所有され又は管理されるもの（不正な手段を通じたものも含む。）を直ちに凍結すること、また、この規定の措置は、安全保障理事会又は委員会がそのような者又は団体を附属書から削除する場合に、その時点において、それらについて適用されなくなることを決定する。また、すべての加盟国が、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内に所在する者若しくは団体により、それらの者及び団体の利益のために利用可能となることのないよう確保することを決定する。
- 13 上記 12 により課される措置は、関係国により次のとおり決定された資金、その他の金融資産又は経済資源には適用しないことを決定する。
- (a) 食糧、賃料又は抵当、医薬品及び医療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの又は法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービス料のためのみに充てられる支払いであると決定されたものであって、関係国より委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産若しくは経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから 5 作業日以内に否定的な決定を行わない場合
- (b) 臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合
- (c) 司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであって、その担保又は判決がこの決議の日よりも前に記録され、上記 10 及び 12 に従って指定される者又は団体の利益のためではなく、かつ、関係国により委員会に対し通知された場合
- (d) 上記 3 (b) (i) 及び (ii) の規定に定める品目に直接関連する行動に必要であると決定されたものであって、関係国により委員会に対し通知された場合
- 14 加盟国は、上記 12 の規定に従って凍結された口座に対し、それらの口座に生ずる利子若しくはその他の収入又はそれらの口座がこの決議の規定の対象となる日よりも前に生じた契約、合意若しくは義務に基づいて行われる支払いを加算することを認めることができることを決定する。ただし、そのような利子、その他の収入及び支払いは引き続きこれらの規定の対象であり凍結される。

- 15 上記 12 の措置は、指定された者又は団体が、そのような者又は団体のリストへの記載よりも前に締結された契約に基づいて支払いを行うことを妨げるものではないことを決定する。ただし、関係国が以下のとおり決定した場合であって、関係国より委員会に対し、そのような支払いを行い若しくは受領する意図、又は、適当な場合にはそのために資金、その他の金融資産若しくは経済資源の凍結の解除を認可する意図について、そのような認可の 10 作業日前までに通知がなされる場合に限る。
- (a) その契約が、上記 3、4 及び 6 に規定される禁止された品目、資材、機材、物品、技術、援助、訓練、資金援助、投資、仲介又はサービスのいずれにも関連していないこと。
- (b) その支払いが、上記 12 従って指定された者又は団体により直接又は間接に受領されるものでないこと。
- 16 IAEA により又はその下でイランに対し提供される技術協力は、食糧、農業、医療、安全又はその他の人道的目的のためである場合、又は、上記 3 (b) (i) 及び (ii) の規定に定める品目に直接に関係する事業のために必要である場合にのみ行われ、かつ、上記 2 に定める拡散上機微な核活動に関連するいかなる技術協力も提供されないことを決定する。
- 17 すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与するであろう分野の、自国の領域内における若しくは自国民によるイラン国民に対する専門教育又は訓練を監視し防止することを要請する。
- 18 安全保障理事会の仮手続規則の規則 28 に従って、同理事会のすべての理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、次の任務を遂行することを決定する。
- (a) すべての国（特に地域内の国及び上記 3 及び 4 に規定される品目、資材、機材、物品及び技術を生産する国）に対し、この決議の 3、4、5、6、7、8、10 及び 12 により課される措置を効果的に実施するためにとった行動に関する情報及び委員会がこの関連で有用と考える更なる情報を求ること。
- (b) IAEA 事務局に対し、この決議の 16 により課される措置を効果的に実施するために IAEA がとった行動に関する情報及び委員会がこの関連で有用と考える更なる情報を求ること。
- (c) この決議の 3、4、5、6、7、8、10 及び 12 により課される措置に関して申し立てられた違反に関する情報について検討し、適切な行動をとること。
- (d) 上記 9、13 及び 15 に定める免除の要請を受けた場合に検討し決定すること。
- (e) 上記 3 の目的のために特定される追加の品目、資材、機材、物品及び技術を必要に応じ決定すること。
- (f) 上記 10 及び 12 により課される措置の対象となる追加の個人及び団体を必要に応じ指定すること。
- (g) この決議により課される措置の実施を促進するため必要とされる指針を定め、また、個人又は団体が上記 10 及び 12 に定める基準を満たす理由及び関連する識別情報につき可能な場合には情報を提供するとの加盟国に対する要求を、そのような指針に含めること。
- (h) 安全保障理事会に対し、委員会の作業について、特に上記 3、4、5、6、7、8、10 及び 12 の規定により課される措置の効果を強化する方法に係る評価及び勧告とともに、少なくとも 90 日ごとに報告すること。
- 19 すべての加盟国は、この決議の採択から 60 日以内に、上記 3、4、5、6、7、8、10、12 及び 17 を効果的に実施するためにとった措置につき、委員会に報告することを決定する。
- 20 上記 2 に定める停止及びイランによる IAEA 理事会が定める要求の完全なかつ検証された遵守は、イランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する外交的なかつ交渉による解決に寄与するであろうとの確信を表明し、そのような解決のために積極的に取り組むという国際社会の意思を強調し、イランに対し、上記の規定を遵守することにより国際社会及び IAEA と再び協働することを奨励し、そのような協働がイランにとって有益であることを強調する。
- 21 中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連合上級代表の支援を得て、この問題の交渉による解決を約束していることを歓迎し、イランに対し、相互尊重に基づくイランとの関係及び協力の発展及びイランの核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立を可能とする長期的かつ包括的な合意に向けた、決議第 1696 号（2006 年）において安全保障理事会により承認された 2006 年 6 月のこれら 6 か国の提案（S/2006/521）に向き合うことを奨励する。
- 22 IAEA の権威を強化する決意を改めて表明し、IAEA 理事会の役割を強く支持し、IAEA の枠内でイランにおけるすべての未解決の問

題を解決するために IAEA 事務局長及び事務局が行っている専門的で公平な努力を称賛し及び奨励し、IAEA がイランの核計画に関連するすべての未解決の問題を明らかにするために活動を継続する必要性を強調する。

23 IAEA 事務局長に対し、60 日以内に、イランがこの決議に言及されるすべての活動の完全なかつ持続的な停止を確立したか否かについて、並びに、IAEA 理事会により要求されるすべての措置及びこの決議のその他の規定に対するイランの遵守の過程について、IAEA 理事会に対し、またその検討のために併せて安全保障理事会に対し、報告することを要請する。

24 60 日以内に提出される上記 23 に規定される報告に照らしイランの行動について検討することを確認するとともに、次のとおり確認する。

- (a) イランが、交渉を可能とするため、すべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、これが IAEA により検証された場合は、その期間、措置の実施を停止する。
- (b) 安全保障理事会は、イランが安全保障理事会の関連決議の下での義務を完全に遵守しかつ IAEA 理事会の要求を満たし、これが IAEA 理事会により確認されたと決定した場合には、この決議の 3、4、5、6、7、10、及び 12 の規定に定める措置を直ちに終了する。
- (c) 上記 23 の報告書が、イランがこの決議を遵守していないことを示す場合には、この決議及び IAEA の要求を遵守するようイランを説得するため、国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で更なる適切な措置をとる。また、そのような追加的措置が必要となる場合には更なる決定が要求されることを強調する。

25 この問題に引き続き関与することを決定する。

#### 別添附属

##### A. 核計画に関与する団体

1. イラン原子力庁
2. メスバーフ・エネルギー社（A40 研究炉を提供-アラク）
3. カラ・エレクトリック（PFEP（パイロット燃料濃縮プラント）を提供-ナタンズ）
4. パルス・トラッシュ・カンパニー（IAEA 報告の指摘によれば、遠心分離機計画に関与。）
5. ファラーヤンド・テクニック（IAEA 報告の指摘によれば、遠心分離機計画に関与。）
6. 防衛産業機構（イラン国防軍需省管理下団体の連合体。下部組織には、遠心分離器計画の組立て及びミサイル計画に関与した団体がある。）
7. セブンス・オブ・ティール（防衛産業機構の下部組織。核計画に直接関与してきていると広く認識されている。）

##### B. 弾道ミサイル計画に関与する団体

1. シャヒード・ヘンマット産業グループ（航空宇宙産業機構の下部団体）
2. シャヒード・バーゲリー産業グループ（航空宇宙産業機構の下部団体）
3. ファジュル産業グループ（以前は計測機器工場施設。航空宇宙産業機構の下部団体）

##### C. 核計画に関与する個人

1. モハンマド・ガンナディ・イラン原子力庁研究・開発副長官
2. ベフマン・アスガルプール運用部長（アラク）
3. ダウード・アーガージャーニーPFEP 総裁（ナタンズ）
4. イーサン・モナージェミー建設設計画部長、ナタンズ
5. ジャファル・モハンマディ・イラン原子力庁技術担当顧問（遠心分離機の弁の生産管理担当）
6. アリー・ハージーニー・レイラーバーディ・メスバーフ・エネルギー社総裁
7. モハンマド・メフディ・ネジャード・ヌーリー中将（マレク・アシュタル防衛技術大学学長。同大化学学部は、国防軍需省と提携してベリリウム実験を実施。）

D. 弾道ミサイル計画に関与する個人

1. ホセイン・サリーミー准将、空軍司令官、革命ガード（IRGC）（パスタン）
2. アフマド・ヴァヒード・ダストジエルディ航空宇宙産業機構総裁
3. レザー・ゴリー・エスマエリ航空宇宙産業機構、貿易国際部長
4. バフマンヤール・モルテザー・バフマンヤール航空宇宙産業機構財務予算部長

E. 核及び弾道ミサイル計画の両方に関与する個人

1. ヤフヤ・ラヒーム・サファヴィ少将、革命ガード（IRGC）総司令官（パスタン）

## 国際連合安全保障理事会決議第 1747 号 訳文（外務省告示平成 19 年第 277 号）

安全保障理事会は、

2006 年 3 月 29 日の議長声明 (S/PRST/2006/15)、2006 年 7 月 31 日の決議第 1696 号 (2006 年) 及び 2006 年 12 月 23 日の決議第 1737 号 (2006 年) を想起するとともに、それらの規定を再確認し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安全保障理事会の約束及びこの条約のすべての締約国がそのすべての義務を完全に遵守する必要性を再確認するとともに、この条約の第 1 条及び第 2 条に従って平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

決議第 1696 号 (2006 年) 及び第 1737 号 (2006 年) に定める国際原子力機関（以下「IAEA」という。）事務局長報告に対する安全保障理事会の深刻な懸念を想起し、

2007 年 2 月 22 日の最新の IAEA 事務局長報告 (GOV/2007/8) を想起するとともに、この報告に示されているとおり、イランが決議第 1696 号 (2006 年) 及び決議第 1737 号 (2006 年) を遵守していないことを遺憾とし、

交渉によりイランの核計画が専ら平和的目的であることを保証する解決を見出すための政治的及び外交的な努力の重要性を強調し、そのような解決が他の地域における核不拡散に資することに留意し、また、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連合上級代表の支援を得て、交渉による解決を追求することを引き続き約束していることを歓迎し、

イランの核問題の解決は世界的な不拡散の努力及び大量破壊兵器（その運搬手段を含む。）の無い中東という目的を実現することに資すると述べる IAEA 理事会決議 (GOV/2006/14) を想起し、

安全保障理事会がこの決議の目的が達成されたと認めるまでの間、決議第 1696 号 (2006 年) 及び決議第 1737 号 (2006 年) 並びに IAEA の要求事項をイランが遵守するよう説得し、また、イランの核計画及びミサイル計画に資する機微に係る技術の開発を制限するために、適切な措置をとることにより安全保障理事会の決定を実施することを決意し、

加盟国は安全保障理事会により決定された措置の実施にあたり相互の支援の提供に参加することを要求されていることを想起し、

イランの核計画により、また、この文脈で、イランが引き続き IAEA 理事会の要求事項を満たしていないこと並びに安全保障理事会決議第 1696 号 (2006 年) 及び決議第 1737 号 (2006 年) の規定を遵守していないことによりもたらされる拡散の危険性を懸念するとともに、国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の下の安全保障理事会の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で行動して、

1 イランは、同国の核計画が専ら平和的目的であることについての信頼を醸成し及び未解決の問題を解決するために不可欠なものとして、同理事会決議 GOV/2006/14 において IAEA 理事会により要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないことを再確認し、この文脈で、イランは決議第 1737 号 (2006 年) 2 において要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないとの安全保障理事会の決定を確認する。

2 すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムに関与し、直接提携し又は支援を提供している個人の、自国の領域への入国又は領域の通過に関して、監視し抑制することも要請する。また、この関連で、すべての加盟国が、決議第 1737 号 (2006 年) 18 に従って設立された委員会（以下「委員会」という。）に対し、決議第 1737 号 (2006 年) の附属書又はこの決議の附属書 1 において指定される者及びイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し又は支援を提供している（決議第 1737 号 (2006 年) 3 及び 4 により及びそれらの規定の措置の下で定められ禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の調達への関与を通じたものを含む。）として、安全保障理事会又は委員会により追加的に指定される者の自国の領域への入国又は領域の通過を通知することを決定する。ただし、そのような渡航が、同決議の 3 (b) (i) 及び (ii) にいう品目に直接関連する活動のものである場合を除く。

3 上記 2 のいかなる規定も加盟国に対し自国民の自国の領域への入国を拒否することを要求するものではないこと、また、すべての加盟国は上記 2 の規定の履行において人道上の配慮（宗教上の義務を含む。）及びこの決議及び決議第 1737 号 (2006 年) の目的に合致する必要性（IAEA 憲章第 15 条に係る場合を含む。）を考慮に入れることを強調する。

4 決議第 1737 号 (2006 年) 12、13、14 及び 15 に定める措置は、この決議の附属書 1 に記載される者及び団体にも適用されること

を決定する。

- 5 イランが、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、いかなる武器及び関連物資の直接又は間接の供給、販売又は移転も行わないこと、及び、すべての加盟国が、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、イランからのそのような品目（イランの領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁止することを決定する。
- 6 不安定化をもたらす武器の蓄積を防止するため、すべての加盟国に対し、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、国際連合軍備登録制度上定義されたあらゆる戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル若しくはミサイル・システムのイランに対する直接又は間接の供給、販売又は移転について、及び、そのような品目の供給、販売、移転、製造若しくは使用に関連する、あらゆる技術援助若しくは訓練、資金援助、投資、仲介又はその他のサービスのイランに対する提供、及び、金融資産又は金融サービスの移転について監視し抑制することを要請する。
- 7 すべての加盟国及び国際金融機関に対し、人道及び開発目的のものを除き、イラン・イスラム共和国政府に対する無償資金、資金援助及び緩和された条件による貸付けの新たな約束を行わないことを要請する。
- 8 すべての加盟国に対し、この決議の採択から 60 日以内に、上記 2、4、5、6 及び 7 を効果的に実施するためにとった措置につき、委員会に報告することを要請する。
- 9 決議第 1737 号（2006 年）2 に定める停止及びイランによる IAEA 理事会が定める要求の完全なかつ検証された遵守は、イランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する外交的なかつ交渉による解決に寄与するであろうとの確信を表明し、そのような解決のために積極的に取り組むという国際社会の意思を強調し、イランに対し、上記の規定を遵守することにより国際社会及び IAEA と再び協働することを奨励し、そのような協働がイランにとって有益であることを強調する。
- 10 中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連合上級代表の支援を得て、この問題の交渉による解決の約束を継続的に確認していることを歓迎し、相互尊重及びイランの核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立に基づくイランとの関係及び協力の発展を可能とする長期的かつ包括的な合意に向けて、イランに対し、決議第 1696 号（2006 年）において安全保障理事会により承認され、この決議の附属書 2 に添付されている 2006 年 6 月のこれら 6 か国の提案（S/2006/521）に向き合うことを奨励するとともに、イランに対するこの提案が、引き続き検討に供されていることを評価の意をもって確認し、
- 11 IAEA の権威を強化する決意を改めて表明し、IAEA 理事会の役割を強く支持し、IAEA の枠内でイランにおけるすべての未解決の問題を解決するために IAEA 事務局長及び事務局が行っている専門的で公平な努力を称賛し及び奨励し、IAEA が、保障措置協定の遵守（非平和的目的のための核物質の不転用を含む。）を検証する権限を有すると国際的に認められた機関として、その憲章に従い、イランの核計画に関するすべての未解決の問題を明らかにするために活動を継続する必要性を強調する。
- 12 IAEA 事務局長に対し、60 日以内に、イランが決議第 1737 号（2006 年）に言及されるすべての活動の完全なかつ持続的な停止を確立したか否かについて、並びに、IAEA 理事会により要求されるすべての措置並びに決議第 1737 号（2006 年）及びこの決議のその他の規定に対するイランの遵守の過程について、IAEA 理事会に対し、またその検討のために併せて安全保障理事会に対し、報告することを要請する。
- 13 60 日以内に提出される上記 12 に規定される報告に照らしイランの行動について検討することを確認するとともに、次のとおり確認する。
  - (a) イランが、早期かつ相互に受け入れ可能な成果に到達するための誠実な交渉を可能とするため、すべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、これが IAEA により検証された場合は、その期間、措置の実施を停止する。
  - (b) 安全保障理事会は、上記 12 に規定される報告書の受領後、イランが安全保障理事会の関連決議の下での義務を完全に遵守しあつ IAEA 理事会の要求を満たし、これが IAEA 理事会により確認されたと決定した場合には、決議第 1737 号（2006 年）の 3、4、5、6、7 及び 12 の規定並びにこの決議の 2、4、5、6 及び 7 の規定に定める措置を直ちに終了する。

(c) 上記 12 の報告書が、イランが決議第 1737 号（2006 年）及びこの決議を遵守していないことを示す場合には、これらの決議及び IAEA の要求を遵守するようイランを説得するため、国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で更なる適切な措置をとる。また、そのような追加的措置が必要となる場合には更なる決定が要求されることを強調する。

14 この問題に引き続き関与することを決定する。

#### 別添附属書 1

##### 核又は弾道ミサイル活動に関与する団体

- 1 アミュニシヨン・アンド・メタラジー・インダストリーズ・グループ (AMIG) (別名アミュニシヨン・インダストリーズ・グループ) (AMIG は、イランの遠心分離計画におけるその役割により決議第 1737 号（2006 年）の下で指定されたセブンス・オブティールを管理している。AMIG は、決議第 1737 号（2006 年）の下で指定されているディフェンス・インダストリーズ・オーガナイゼーション (DIO) に支配・管理されている。)
- 2 イスファハン・ニュークリア・フュール・リサーチ・アンド・プロダクション・センター (NFRPC) 及びイスファハン・ニュークリア・テクノロジー・センター (ENTC) (濃縮関連活動に関与するアトミック・エナジー・オーガナイゼーション・オブ・イラン (AE01) の核燃料製造及び調達会社の一部。AE01 は決議第 1737 号（2006 年）の下で指定されている。)
- 3 カボシャール・カンパニー (イランの核計画のためにグラスファイバー、真空溶解炉及び実験設備を入手しようとした AE01 の支配下にある会社)
- 4 パルチ・ケミカル・インダストリーズ (弾薬、爆薬並びにロケット及びミサイル用固体推進剤を製造する DIO の部門。)
- 5 キヤラジ・ニュークリア・リサーチ・センター (AE10 の研究部門の一部)
- 6 ノヴィン・エナジー・カンパニー (別名パルス・ノヴィン) (AE10 の内部で活動し、イランの核計画に関与する団体に AE10 に代わって資金を送金している。)
- 7 クルーズ・ミサイル・インダストリー・グループ (別名ネイヴァル・ディフェンス・ミサイル・インダストリー・グループ) (巡航ミサイルの製造及び開発。海軍のミサイル (巡航ミサイルを含む。) に責任を有する。)
- 8 バンク・セバ及びバンク・セバ・インターナショナル (バンク・セバはエアロスペース・インダストリーズ・オーガナイゼーション (AIO) 及びその下部機関 (いずれも決議第 1737 号（2006 年）の下で指定されたシャヒード・ヘマット・インダストリアル・グループ (SHIG) 及びシャヒード・バーゲリー・インダストリアル・グループ (SBIG) を含む。) に支援を提供している。)
- 9 サナム・インダストリアル・グループ (AIO の下部機関。ミサイル計画のために AIO に代わって機材を購入している。)
- 10 ヤー・マヘディ・インダストリーズ・グループ (AIO の下部機関。ミサイル機材の国際的な購入に関与している。)

##### イラン革命ガードに関与する団体

- 1 コッジ・エアロノーティクス・インダストリーズ (無人航空機 (UAVs)、パラシュート、パラグライダー、パラモーター等を生産。イラン革命ガード (IRGC) は、これら製品を非対称戦争主義政策の一環として使用することを高言している。)
- 2 パルス・アヴィエーション・サービスズ・カンパニー (IRGC 空軍により使用される各種戦闘機 (Mi-171 を含む。) を維持している。)
- 3 ショア・アヴィエーション (IRGC が非対称戦争主義政策の一環として使用することを宣言している超軽量飛行機を生産している。)

##### 核計画又は弾道ミサイル活動に関与する個人

- 1 フェレイドン・アップース・ダヴァニ (次に指定されるモフセン・ファクリザーデ・マハバディと緊密に協働し、応用物理学研究所と関連を有する国防軍需省 (MODAFL) 上級科学者。)
- 2 モフセン・ファクリザーデ・マハバディ (国防軍需省上級科学者であり、物理学研究センター (PHRC) 前所長。IAEA は、同人が所長であった期間にわたる PHRC の活動に關し、同人に対する面談を要請したが、イラン政府が拒否した。)
- 3 サイード・ジャベル・サフダリ (ナタンズ濃縮施設管理者)

- 4 アミール・ラヒミ（濃縮関連活動に関与しており、AEIO の核燃料製造及び調達会社の一部であるイスファハン・ニュークリアーエンタープライズの社長）。
- 5 モフセン・ホジャティ（弾道ミサイル計画における役割により決議第 1737 号（2006 年）の下で指定されているファジュル・インダストリアル・グループの社長）
- 6 メヘルダード・アフラギ・ケタバチ（弾道ミサイル計画における役割により決議第 1737 号（2006 年）の下で指定されている SBIG の社長）
- 7 ナーセル・マレキ（イランの弾道ミサイル計画における役割により決議第 1737 号（2006 年）の下で指定されている SHIG の社長。ナーセル・マレキはシャハーブ 3 弾道ミサイル計画の作業を監督している MODAFL の職員でもある。シャハーブ 3 は現在配備されているイランの長距離弾道ミサイルである。）
- 8 アフマド・デラフシャンデ（AI0 及びその下部機関（決議第 1737 号（2006 年）の下で指定されている SHIG 及び SBIG を含む。）に支援を提供しているバンク・セバの頭取）。

#### イラン革命ガードの主要人物

- 1 モルテザ・レザイー准将（IRGC 副司令官）
- 2 アリ・アクバル・アフマディアン中将（IRGC 統合参謀長）
- 3 モハンマド・レザ・ザヘディ准将（IRGC 陸軍司令官）
- 4 モルテザ・サファリ准将（IRGC 海軍司令官）
- 5 モハンマド・ヘジャジ准将（バシジ抵抗軍司令官）
- 6 カセム・ソレイマニ准将（コッヅ部隊司令官）
- 7 ザルガドル将軍（IRGC 将校、治安担当内務次官）

#### 別添附属書 11

##### 長期的な取極の要素

我々の目標は、相互尊重及びイラン・イスラム共和国の核計画が専ら平和的性格のものであることについての国際的な信頼の確立に基づく、イランとの関係及び協力の発展である。我々はイランとの包括的な取極の交渉を新たに開始することを提案する。そのような取極は国際原子力機関（IAEA）に寄託され、安全保障理事会の決議により承認されることとなる。

交渉に向けた正当な条件を創出するため、

我々は、

- ・核兵器の不拡散に関する条約（以下、「NPT」と言う。）に基づく自国の義務に従って、平和的目的のために原子力を開発するイランの権利を再確認し、この文脈において、民生用原子力計画のイランによる開発に対する支持を再確認する。
- ・IAEA 憲章及び NPT に従って、国際的な共同事業を通じ、イランにおける新たな軽水炉の建設を積極的に支援することを約束する。
- ・交渉が再開されれば、安全保障理事会におけるイランの核計画の議論を停止することに合意する。

イランは、

- ・IAEA との完全な協力を通じ、IAEA のすべての未解決の懸念に対処することを約束する。
- ・IAEA 理事会及び安全保障理事会により要請されているとおり、すべての濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、IAEA による検証を受けるとともに、交渉の間これを継続することを約束する。
- ・追加的議定書の履行を再開する。

##### 長期的な取極についての交渉において扱われる将来の協力の範囲

###### 1 核

我々は以下の措置をとる。

原子力エネルギーに対するイランの権利

- ・無差別かつNPTの第1条及び第2条に従って、平和的目的のための原子力に対するイランの奪い得ない権利を再確認し、民生用原子力計画のイランによる開発について同国と協力する。

- ・ユーラトム・イラン原子力協力協定を交渉し、履行する。

#### 軽水炉

- ・国際的な共同事業を通じ、IAEA憲章及びNPTに従って、最新の技術（必要な物品の移転及び軽水炉を耐震とするための先端技術の提供を認めることによるものを含む。）を用いたイランにおける新たな軽水炉の建設を積極的に支援する。

- ・適切な制度により、使用済み核燃料及び放射性廃棄物の管理に係る協力を提供する。

#### 原子力の研究及び開発

- ・研究用軽水炉の提供の可能性を含め、特に放射性同位元素の製造、基礎研究並びに医療及び農業における原子力の応用の分野において、研究・開発協力の相当程度の一括提案を提供する。

#### 燃料保証

- ・イランに対し、以下に基づき、法的拘束力のある多層的な燃料保証を与える。

-イランの原子炉に対する燃料の確かな供給のため、濃縮役務を提供するロシアにおける国際的な施設におけるパートナーとしての参加。交渉次第では、そのような施設はイランにおいて製造される全ての六フッ化ウラン(UF<sub>6</sub>)を濃縮し得る。

-IAEAの参加及び監督の下で、イランのための核燃料の最大五年分の供給の備蓄を維持するための緩衝在庫を商業的な条件で設置すること。

-IAEA理事会の次回会合において検討される案に基づき、核燃料への確かなアクセスのための常設の多国間メカニズムをIAEAと共に発展させること。

#### モラトリียมの再検討

この長期的な取極は、国際的な信頼を醸成するための共通の努力に関連して、以下の場合には、この取極のあらゆる側面を再検討するための条項を含むものとする。

-核の軍事的側面を有し得る活動を含め、IAEAにより報告されたすべての未解決の問題及び懸念が解決されたことがIAEAにより確認されること。

-イランにおいて、未申告の核活動又は核物質は存在しないこと、及び、イランの民生用原子力計画が専ら平和的性格のものであることについての国際的な信頼が回復されたことが確認されること。

## 2 政治及び経済

#### 地域安全保障協力

地域の安全保障問題に関する対話及び協力を促進するための新たな会議への支持

#### 国際貿易及び投資

国際的な機構（世界貿易機関を含む。）への完全な統合のための実際的な支援を通じた、国際経済、市場及び資本へのイランのアクセスの改善並びにイランにおける直接投資及びイランとの貿易の拡大のための枠組み（欧州連合との貿易及び経済協力協定を含む。）の創設。主要な物品及び技術へのアクセスを改善するための措置がとられることとなる。

#### 民間航空

イランに対する民間航空機の輸出に関する民間航空協力（米国及び欧州の製造業者に対する制限の撤廃の可能性を含む。）を行い、それによりイランが民間航空機を新しくする見通しを拡大すること。

#### エネルギー・パートナーシップ

具体的な、かつ、実践的な応用を伴う、イランとEU及びその他の希望する国との間の長期的なエネルギー・パートナーシップの創設

#### 通信基盤

米国の及びその他の関連輸出規制の撤廃の可能性を含む、イランの通信基盤の近代化及び先端インターネットの提供への支援

**ハイテク協力**

ハイテク分野及びその他の合意される分野における協力

**農業**

米国及び欧州の農産品、技術、農業機器へのアクセスの可能性を含む、イランにおける農業の発展への支援